## 「富山駅周辺整備協議会」の公開要領(案)

#### (趣旨)

第1条 富山駅周辺整備協議会設置要綱第6条2項の規定に基づき、協議 会の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

### (協議会開催の周知)

- 第2条 周知の方法は、富山市のホームページへの掲載等により行なうものとする。
  - 2 周知の内容は、日時、場所、議題、傍聴可能人数、傍聴手続、その 他必要な事項とする。

#### (傍聴の申出等)

- 第3条 傍聴を希望する者は、協議会の開会予定時刻の1時間前から会議 開始までの間に、会場の受付に申出なければならない。
  - 2 傍聴人は、先着順に決定するものとする。

### (傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は20人以内とし、会場の状況により増減できるものとする。

## (傍聴人の守るべき事項)

- 第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) みだりに席を離れないこと。
  - (2) 座長の許可なく、写真やビデオの撮影、録音などをしないこと。
  - (3) その他、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為をして はならないこと。

#### (傍聴人の退場)

- 第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、座長に退場を命じられた場合には、 速やかに退場しなければならない。
  - 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、その会議を傍聴することができない。

#### (報道関係者の取扱)

第7条 報道関係者については、傍聴人と別に席を設けるものとする。

#### (会議資料等の配布閲覧)

第8条 公開した会議の会議資料等は、傍聴人に配布するとともに、一般 の閲覧に供する。

# (その他)

第9条 その他必要な事項は、座長が定める。

# 附則

この要領は、平成15年7月4日から施行する。